

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長 殿
【氏名又は名称】	伊藤見富法律事務所 弁護士 中村 さおり
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階
【報告義務発生日】	平成24年2月15日
【提出日】	平成24年2月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社タカラトミー
証券コード	7867
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン法人）
氏名又は名称	ティーピージー リッチモント ジェンパー ツー リミティッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島・グランドケイマン・ジョージタウン・ サウスチャーチストリート・アグランドハウス 私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービスズ・リミティッド (M&C Corporate Services Limited, PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年2月22日
代表者氏名	ロナルド・キャミ (Ronald Cami)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント (Vice President)
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤見富法律事務所 弁護士 合田 久輝
電話番号	03-3214-6522

(2)【保有目的】

<p>政策投資（企業価値向上を目的とした投資）。</p> <p>提出者は、ティーピージー リッチモント ツー エル・ピー（TPG Richmond II, L. P.）のジェネラル・パートナーとして、ティーピージー リッチモント ワン エル・ピー（TPG Richmond I, L. P.）のジェネラル・パートナーである共同保有者と共に、発行者の取締役候補者（最大2名とする）を指名して提案するほか、発行者による新株発行、合併、会社分割、営業譲渡、株式交換、株式移転、組織変更、事業提携及び資本提携等に関し、賛成若しくは反対の意思を表明することがある。また、その他の重要提案行為等を行うことがあり得る。</p>
--

(3) 【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 19,357,110
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 19,357,110
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	19,357,110	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	19,357,110	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年2月10日現在)	V	96,290,850
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		16.74%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.74%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者ティーピージー リッチモント ジェンパー ツー リミティッド（TPG Richmond GenPar II, Ltd.）は、ティーピージー リッチモント ツー エル・ピー（TPG Richmond II, L. P.）のリミティッド・パートナーとの間で締結したパートナーシップ契約に基づき、ティーピージー リッチモント ツー エル・ピー（TPG Richmond II, L. P.）のジェネラル・パートナーとして、当該株券等に投資するに必要な権限を付与されている。当該株券等については、発行者と、ティーピージー リッチモント ジェンパー ワン リミティッド（TPG Richmond GenPar I, Ltd.）がジェネラル・パートナーを務めるティーピージー リッチモント ワン エル・ピー（TPG Richmond I, L. P.）及び ティーピージー リッチモント ジェンパー ツー リミティッド（TPG Richmond GenPar II, Ltd.）がジェネラル・パートナーを務めるティーピージー リッチモント ツー エル・ピー（TPG Richmond II, L. P.）、の三者間で締結されている「投資に関する合意書」（その後の変更を含む。）において、提出者が処分しようとする当該株券等の量や処分の態様等に応じて、一定程度の譲渡制限が約定されている。

なお、平成21年3月23日付で、平成19年3月23日取得の2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額が770円（当初転換価額）から616円に修正されている。また、平成24年2月15日をもって当該新株予約権付社債の満期償還日及び同新株予約権付社債に係る新株予約権の行使期間の末日がそれぞれ平成28年2月15日及び平成28年2月12日に延長された。延長後の当該新株予約権付社債は、三井住友銀行及びみずほ銀行からの借入金にかかる債権を被担保債権として、両社を担保権者とする担保権が設定されている。

また、当該株券等のうち平成21年6月10日取得の2014年満期転換社債型新株予約権付社債は、後述の提出者の三井住友銀行及びみずほ銀行からの借入金にかかる債権を被担保債権として、両社を担保権者とする担保権が設定されている。

なお、三井住友銀行からの借入金2,600,000,000円及びみずほ銀行からの借入金2,300,000,000円は、平成21年6月10日取得の2014年満期転換社債型新株予約権付社債の取得資金についてのリファイナンスとして当該株券等の取得後に借入れが行われたものであるため、取得資金の内訳の記載もこれに従うこととした。

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	400,000
借入金額計（X）（千円）	11,900,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	12,300,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
株式会社三井住友銀行 （東京中央）	銀行	奥 正之	東京都千代田区有楽 町一丁目1番2号	2	7,000,000
株式会社三井住友銀行 （東京中央）	銀行	奥 正之	東京都千代田区有楽 町一丁目1番2号	2	2,600,000
株式会社みずほ銀行 （葛飾）	銀行	武居 優実	東京都葛飾区立石一 丁目3番12号	2	2,300,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

（1）【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（ケイマン法人）
氏名又は名称	ティーピージー リッチモント ジェンパー ワン リミティッド （TPG Richmond GenPar I, Ltd.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島・グランドケイマン・ジョージタウン・ サウスチャーチストリート・アグランドハウス 私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービス・リミティッド （M&C Corporate Services Limited, PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands）

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年2月22日
代表者氏名	ロナルド・キャミ (Ronald Cami)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント (Vice President)
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階伊藤見富法律事務所 弁護士 合田 久輝
電話番号	03-3214-6522

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			4,450,100
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 652,528
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,102,628
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	5,102,628	

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	652,528
---	---	---------

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年2月10日現在)	V	96,290,850
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.26%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.26%

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ティーピージー リッチモント ジェンパー ツー リミティッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.)
(2) ティーピージー リッチモント ジェンパー ワン リミティッド (TPG Richmond GenPar I, Ltd.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			4,450,100
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 20,009,638
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 24,459,738
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	24,459,738	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	20,009,638	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株) (平成24年2月10日現在)	V	96,290,850
-------------------------------	---	------------

上記提出者の 株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)	21.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	21.03%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ティーページー リッチモンド ジェンパー ツー リミテッド() TPG Richmond GenPar II, Ltd.)	19,357,110	16.74%
ティーページー リッチモンド ジェンパー ワン リミテッド() TPG Richmond GenPar I, Ltd.)	5,102,628	5.26%
合計	24,459,738	21.03%